

南区役所灘崎支所庁舎警備業務委託仕様書

この仕様書は、南区役所灘崎支所庁舎警備業務に関する標準的大綱である。

この仕様書によるもののほか、この仕様書に明記されていない詳細な事項について、施設の管理上、委託者(以下「甲」という。)が必要と認めた作業については、受託者(以下「乙」という。)は、乙の判断により契約金額の範囲内で適正に実施するものとする。

1. 警備対象

所在地 岡山市南区片岡207番地

対象物 南区役所灘崎支所庁舎(別添配置図のとおり。)

2. 業務の目的

甲の所有又は管理に係る上記警備対象施設の警備を委託し、盗難、火災の防止等施設の安全と財産の保全を図ることを目的とする。

3. 任務

- (1) 無断侵入、盗難及び損壊行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における警察、消防等の関係機関及びその他関係先への通報・連絡
- (3) 警備実施事項の報告及び予防協議

4. 警備方法

機械警備システム(防犯防火)

5. 履行期間等

- (1) 履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- (2) 履行準備期間は、契約日から令和8年3月31日とする。また、準備については、令和8年3月31日まで本件警備対象の機械警備を受託している者と打ち合わせをして行うこと。
- (3) なお、この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合には甲は、この契約を解除することができる。

6. 警備実施時間

警備対象が無人の状態となり、甲のセットによる警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲のセットによる警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

なお、午後10時において警備操作がなされていない場合は、その原因を確認すること。

7. 警備仕様

(1) 警報装置

①警備装置は、次のア～オに掲げる各信号を識別監視できるものとする。

ア 警備開始信号

イ 警備解除信号

ウ 不法侵入信号

エ 火災信号

オ 断線信号

②警備対象で発生した異常事態を管制センターへ自動的に通報する。

③無断侵入、盗難及び損壊行為の拡大防止のためセンサー等の各機器を効率的・標準的に配置すること。なお、別添庁舎図面記載の警備装置、個数等は、甲が効率的、標準的と考えている配置等であるため、図面どおりに配置し、警備する必要はない。

④1階の扉には開閉を感知するセンサーを設置すること。

(2) 管制センター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

(3) 機動隊

管制センターとの連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

(4) その他

①1階の総務民生課執務室をAブロック、2階をBブロックとし、その他の部分については共用部とし警備すること。

②機械による監視は、警備対象物の近隣で行い、25分以内に到着できる場所で警備員を待機させること。

③機械警備の記録は1年間保存し、求めに応じて速やかに報告すること。

④異常発報や要請などによる警備員の出勤は、原則として無償とする。

⑤機器や通信回線の故障などで機械警備に不都合が生じた場合は、警備員による警備によって安全性を確保すること。

⑥警備対象と機械による監視を行う場所や警備員が待機する場所との通信回線について、断線などの不都合に対策を講じること。

8. 警備開始時における取り扱い

(1) 甲における取り扱い

①各ブロック最終退所者は、防火、防犯その他の事故防止に必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。

②次に各ブロック最終退所者は、操作ボックスの電源及び回路を確認し、当該ブロックをON(警戒)の

状態にセットする。

③すべてのブロックをON(警戒)の状態にすることにより、共用部もON(警戒)の状態とする。

(2)乙における取り扱い

管制センターは、いずれかのブロックのON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

9. 警備終了時における取り扱い

(1)甲における取り扱い

甲の最初の入所者は、入所前に必ずいずれかのブロックをOFF(警戒解除)の状態にすることにより、共用部もOFF(警戒解除)の状態とする。

(2)乙における取り扱い

管制センターは、甲の最初の入所者による操作ボックスの操作により自動的に表示されるOFF(警戒解除)の信号を確認し、警備を終了する。

10. 異常発生時における処理

(1)警報受信装置により甲の警備対象に異常が発生したことを確認したとき、乙は速やかに急行し、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止に当たる。

(2)警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、管制センターへその状況を連絡し、事態の対処にあたること。また、必要に応じて警察署等関係先にも連絡し、協力して事態の対処にあたること。

(3)あらかじめ後に定める甲の緊急連絡先に速やかに連絡し、その指示を得ること。

11. 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後程、書面をもって報告すること。

12. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲、乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取り扱い、保管する。なお、鍵の複製または複製の黙認は厳に禁止する。

13. 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能について、乙は適宜保守点検を行うこと。

14. 緊急連絡先

緊急に連絡する事項がある場合、乙は市役所業務時間内(8:30~17:15、ただし土、日、祝日、年末年始を除く。)については岡山市南区役所灘崎支所総務民生課(086-363-5201)へ、その他の時間においては甲が後に定める緊急連絡先に連絡し、担当係員の指示を仰ぐこと。

15. 受託者負担

(1)本契約の遂行に必要な物品、機器、乙が設置した設備等にかかる経費

- (2) 機器、設備等の設置費用
- (3) 機器、設備の点検維持管理費等
- (4) 機械警備の代替として人的警備を行った際の経費
- (5) 機械警備の通信回線の設置費, 及び通信経費
- (6) 甲の都合で機械警備の仕様を変更する場合の経費は、別途甲乙協議の上これを定める。
- (7) 契約期間終了に伴う機械、設備等の撤去費用

16. その他

- (1) 通常 of 機械警備の開始がやむを得ない事情により、令和8年4月1日以降になる場合は、乙は、甲の承認を得たうえで、機械警備が稼働するまでの間、人的警備を行うことができるものとする。ただし、その期間は必要最低限とすること。
- (2) 職務上知り得た事項を、他に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書は委託の大綱を示すものであって、本仕様書に記載のない事項であっても市が必要と認め、指示した事項は、誠意をもって実施すること。